

選挙制度が改正されました

公職選挙法の一部が改正され、平成13年の参議院議員通常選挙から適用されることになりました。

参議院比例代表選挙が 非拘束名簿式と なりました



これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党側で候補者の当選順位を決めておく方式(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。

これに対し、新たに導入された**非拘束名簿式**は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が**候補者名または政党名のいずれかを記載して投票**する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

参議院比例代表選挙のしくみはこうなります

①公示



〇〇党

〇本〇郎
〇山〇太
〇川〇子
〇田〇江

△△党

△木△子
△水△一
△野△代
△中△治

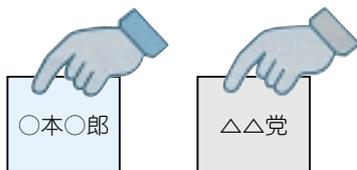


各政党が候補者名簿を届出(当選順位はなし)

●名簿による立候補の届出(政党側)

一定の要件を満たす政党は、当選順位を付けずに候補者名簿を届け出ます。

②投票



候補者名でも、
政党名でも投票できる

●投票方法(有権者側)

有権者は、名簿に記載された候補者名を投票用紙に記載して投票します。ただし、候補者名に代えて政党名を記載して投票することができます。

③開票

$$\begin{array}{l} \text{〇〇党の総得票数} = \text{〇〇党候補者個人の得票数} + \text{政党名の得票数} \\ \text{△△党の総得票数} = \text{△△党候補者個人の得票数} + \text{政党名の得票数} \end{array}$$

各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選人を決める

●当選人の決め方

1. 政党の総得票数に基づいてドント方式により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は、候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものとします。

2. 各政党に配分された当選人の数のなかで、得票数のもっとも多い候補者から順次当選人が決まります。

④結果

〇〇党 400万票		△△党 300万票	
● 〇山〇太	120万票	● △野△代	90万票
● 〇田〇江	100万票	● △水△一	70万票
● 〇本〇郎	80万票	● △木△子	50万票
● 〇川〇子	60万票	● △中△治	30万票
● 政党名の投票	40万票	● 政党名の投票	60万票

3人当選

2人当選

新世紀 時代を創る この一票

選挙に関する問い合わせ▷安城市選挙管理委員会(北庁舎7階)